

大阪市告示第862号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第3項の規定に基づき、指定納付受託者の住所の変更に係る届出があったので、同条第4項の規定により告示する。

令和8年6月30日

大阪市長 横山英幸

1 指定納付受託者の名称

株式会社アイモバイル

2 指定納付受託者の住所

変更前：東京都渋谷区桜丘町22-14 N.E.S.ビルN棟2階

変更後：東京都渋谷区渋谷三丁目26番20号 関電不動産渋谷ビル8階

3 変更日

令和8年6月30日

（政策企画室企画部政策企画担当）